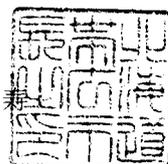




帯行政第27号
平成27年 2月 2日

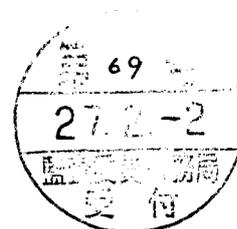
帯広市監査委員 西田 譲 様
同 秋田 勝利 様
同 石井 啓裕 様

帯広市長 米沢 則 様
(総務部行政推進室担当)



監査の結果に対する措置の通知について

平成26年8月4日付帯監査第38号で報告のあった平成26年度上期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。



措置状況報告（定期監査）

監査指摘	措置状況
<p>収入及び支出事務全般について監査した結果、事務処理は適正に行われており、全体を通して改善が図られていることが認められました。</p> <p>このことは、過去の監査からの指摘等を全庁的な課題としてとらえ、各種研修会の充実や決裁過程におけるチェック機能の強化等の様々な取組を行ってきたことが、成果として表れたものと思います。</p> <p>しかし、この間、滞納処分における差押えや還付加算金の算定等において、不適正な事務処理が発生したところであり、より一層適正な事務執行に努める必要があります。</p> <p>今後においては、これまでの取組を充実・強化するなど、更なる内部統制機能の発揮に努められますよう期待いたします。</p>	<p>今回の定期監査では、不適正であると指摘された事務処理はなく、適正に事務を執行していることが確認できました。</p> <p>過去に監査から指摘を受けた事項について、全庁的な研修の実施、指摘事例の周知、各職場における自主的な勉強会の実施等、同じ誤りを繰り返さないための積極的な取組が少しずつ成果として表れてきているものと考えています。</p> <p>しかし、今回の監査対象期間以降、市道民税等の還付加算金算定誤りによる未払い、滞納処分における別人口座の差し押さえ、臨時福祉給付金支給事務における申請書類の重複送付と、市民に不信感を抱かせる重大な不適正処理が相次いで発覚しています。</p> <p>事務処理のプロセスが適正に行われていることを確認できる取り組みや、最終的な点検のあり方等について検討してまいります。</p>

措置状況報告（指定管理者監査）

監査指摘	措置状況
<p>指定管理者が行う利用料金の出納、減免その他の事務について監査した結果、使用許可や減免事務は適正に行われていました。</p> <p>一方、利用料金に関し、還付までに半年以上を要したものと請求が遅延したものと見受けられたことから、適正な事務執行に向け当該指定管理者に適切な指導等を行うことが必要と考えます。</p> <p>指定管理者には、公の施設について、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことが求められております。</p> <p>今後とも、指定管理者と緊密な連携を図り、施設の設置目的を効果的に達成されますよう期待いたします。</p>	<p>帯広市では、平成17年度より指定管理者制度を導入し、平成24年度からは、公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収受させることができる利用料金制を一部施設に導入しています。</p> <p>利用料金は、指定管理者の収入となり、私法上の債権の性格を有しますが、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないと定められており、一部の利用者に係る利用料金の払込期日や還付までの期間について、合理的な理由なく差別することは許されません。</p> <p>指定管理者に対して、公の施設の設置目的を十分理解したうえで運営を行うよう、モニタリング等の機会を通じて指導してまいります。</p> <p>今後とも、指定管理者と意思疎通を図りながら、公の施設の効率的かつ効果的な管理の実現に努めてまいります。</p>